

本市施設の指定管理業務における使途不明金事案にかかる 特別職の給与の減額について

平成27年5月12日付で報道提供を行った、本市施設の指定管理業務における会計で（元）本市非常勤嘱託員が使途不明金を発生させた事案について、下記のとおり特別職の給与の減額を行うための条例案を市議会に提案しましたので、公表いたします。

1. 給与減額の対象者

市長、副市長（2名）及び教育長 計4名

2. 実施期間

平成27年7月1日から9月30日までの3ヶ月間

3. 給与減額の内容等

市長、副市長及び教育長の給料について、平成27年7月1日から9月30日までの間、現在実施している減額措置後の給料月額から、100分の10を減じて支給します。

（給料月額）

	本来支給額	現行（減額中）	今回減額後	
市長	1,000,000円	850,000円	→ 765,000円	▲85,000円
副市長	830,000円	747,000円	→ 672,300円	▲74,700円
教育長	830,000円	747,000円	→ 672,300円	▲74,700円
		3か月合計	▲927,300円（副市長2名含む）	

※特別職は、財政健全化の取り組みにより、市長の任期期間、減額措置（市長15%、副市長・教育長10%）を実施中です。

4. 減額する理由

本市では、先の生活保護費不正支出事件を受け、全庁をあげて、コンプライアンスの徹底に取り組み、市民の信頼回復をめざしているところです。

このような中、本市施設の指定管理業務における会計で、元非常勤嘱託員が使途不明金を発生させ、市政への信頼を損なったことを厳粛に受け止め、管理監督者として、また、市政を預かる者としての責任を明らかにすることを目的として、市長、副市長及び教育長の給料を減額するものです。

本件は、平成27年6月市議会において、「特別職の職員の給与の特例に関する条例」を制定する議案を本日（6/1）追加提案したものです。

◎問い合わせ

河内長野市役所 総合政策部人事課 電話：0721-53-1111